

## 令和6年第3回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和6年度高松市一般会計補正予算（第2号）

現計予算額	176,298,407千円
補正額	1,730,500千円
補正後	178,028,907千円

### 2 令和6年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	39,733,102千円
補正額	26,884千円
補正後	39,759,986千円

### 3 令和6年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	639,814千円
補正額	312,800千円
補正後	952,614千円

#### 4 高松市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、総務省令で定める一定の特定バイオマス発電設備を新たにその対象とし、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を定める等のため、改正するもの

公布の日から施行  
(1)(2)(3)は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行  
(9)のうち第39条関係はR7.4.1から施行

- (1) 市民税について、新たな公益信託制度の創設に伴う所得税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金に当該公益信託に係る信託事務に関する規定を加えるもの
- (2) 市民税について、公益法人等に係る市民税の課税の特例に係る規定を削るもの
- (3) 市民税について、引用条項の整備をするもの
- (4) 市民税について、所要の規定整備をするもの
- (5) 固定資産税について、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもので総務省令で定める一定のバイオマス発電設備を新たにその対象とし、参酌するものとして国が示す割合を踏まえ、固定資産税額の課税標準となるべき価格に乗じる割合を7分の6とするもの
- (6) 固定資産税について、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の施設等について、新たに固定資産税の課税標準の特例措置の対象とし、参酌するものとして国が示す割合を踏まえ、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を2分の1とするもの
- (7) 固定資産税について、特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止に伴い、固定資産税を減額する割合を定める規定を削るもの
- (8) 固定資産税について、認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅の固定資産税の税額の減額措置については、附則第6条の3第2項の申告書の提出がなかった場合においても、管理者等から必要とされる書類が提出され、一定の要件に該当すると認められるときは減額措置を適用することができることとするもの
- (9) 固定資産税について、引用条項の整備をするもの
- (10) 固定資産税について、所要の規定整備をするもの
- (11) 特別土地保有税について、所要の規定整備をするもの

## 5 高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の税率の特例を受けようとする場合に必要となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を2年延長し、及び固定資産税に係る税率の特例の対象に地域再生法に規定する特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を含むこととするため、改正するもの

〔公布の日から施行  
(1)はR6. 4. 1から適用  
(2)はR6. 4. 19から適用〕

- (1) 地域再生法（以下「法」という。）に係る特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率の適用を受けようとする法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間の終期を2年延長し、令和8年3月31日とするもの
- (2) 固定資産税に係る税率の特例の対象に法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備される同号に規定する特定業務児童福祉施設を含むこととするもの

## 6 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
(以下「基準」という。)の一部改正等に伴い、改正するもの

〔公布の日から施行〕

- (1) 健康保険法等の一部改正に伴う経過措置により令和6年3月31日までその効力を有するものとされた介護療養型医療施設の設備基準を準用していた療養病床を有する病院等であるユニット型指定短期入所療養介護事業所等の設備基準について、基準の一部改正に基づき、関係条文を整備するもの
- (2) 引用条項の整備をするもの

7 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設  
の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、認定こども園の職員配置基準を見直すため、  
改正するもの

- (1) 認定こども園において、次に掲げる子どもの区分に応じ、置かなければならない職員の  
数を次のように変更するもの

	現 行		改正後
満3歳以上満4歳未満 の子ども	当該子どもおおむね 20人につき1人	→	当該子どもおおむね 15人につき1人
満4歳以上の子ども	当該子どもおおむね 30人につき1人	→	当該子どもおおむね 25人につき1人

8 高松市学校条例の一部改正について

〔R6.9.1から施行〕

高松市立香南小学校を高松市立香南中学校敷地内に移転するこ  
とに伴い、改正するもの

- (1) 高松市立香南小学校の所在を変更するもの

	変更前		変更後
所在	高松市香南町横井 1008番地	→	高松市香南町横井 801番地

9 高松市文化芸術ホール条例の一部改正について

〔R7.4.1から施行〕

受益者負担の適正化等を目的として、高松市文化芸術ホールの  
使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 大ホール、小ホール等の使用料の額を改定するもの
- ア 育児世帯の文化芸術活動への参加促進を目的として託児室の使用料を徴収しないこと  
とするため、託児室の使用料の額を定める規定を削るもの
  - イ 5,000円を超える入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、  
基本使用料に100分の200を乗じて得た額と規定するもの
  - ウ 所要の規定整備をするもの

(2) 練習室使用料の額を次のように改定するもの

	現 行		改正後
練習室 1	620円	→	930円
練習室 2	410円	→	610円
練習室 3	200円	→	300円
練習室 4	200円	→	300円
練習室 5	200円	→	300円
練習室 6	200円	→	300円

## 10 高松市下水道条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

国から発出された技術的助言の内容を踏まえ、指定工事店の営業所ごとに専属させることを義務付けられていた排水設備等工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を、営業所ごとに選任する者に見直すとともに、香川県内の営業所について兼任することを妨げないこととする等のため、改正するもの

- (1) 営業所ごとに専属することを義務付ける責任技術者を、営業所ごとに選任する者に見直すもの
- (2) 営業所の責任技術者として選任された者は香川県内の営業所について兼任することを妨げないこととするもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

## 11 議決の変更について

令和4年12月20日に議会の議決を経た工事請負契約（香南小学校校舎等改築工事）について、物価水準等の変動により、契約金額が不適当なものとなったとしてなされた受注者からの請求に基づき行った協議において、物価水準等の変動に係る請負代金額の変更額を定めたこと、当該工事に係る設計変更等により、契約金額を変更するもの

	変更前		変更後
・契約金額	1,413,500,000円	→	1,524,673,700円

## 12 財産の取得について

災害対応特殊屈折はしご付消防自動車（常備）を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 139,700,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社岩本商会

### 13 工事請負契約の締結について

田井・大町地区幼保一体化施設整備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 836,000,000円
- (3) 契約の相手方 小竹・富田特定建設工事共同企業体

### 14 工事請負契約の締結について

扇町保育所大規模改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 138,947,600円
- (3) 契約の相手方 株式会社木村建設

### 15 工事請負契約の締結について

田井・大町地区幼保一体化施設整備に伴う機械設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 146,372,600円
- (3) 契約の相手方 高尾工業株式会社

### 16 工事請負契約の締結について

旧高松テルサ非構造部材等改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 189,640,000円
- (3) 契約の相手方 エヌケー建設株式会社

### 17 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道20路線を認定するもの

- ・上林町44号線ほか19路線

#### (報告)

- 1 令和5年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和5年度高松市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和5年度高松市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 令和5年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書